

## 監査委員公表第638号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した平成30年度の定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月29日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	元	吉	俊	博
大分県監査委員	馬	場		林

### 平成30年度定期監査に係る年間監査結果報告

#### 第1 年間監査結果報告の趣旨

平成30年度の定期監査の結果を取りまとめるとともに監査意見を添えて、その概要を報告する。

なお、監査対象機関ごとの定期監査の結果については、平成30年9月4日、同年12月4日及び平成31年3月29日付けで議会及び知事等に報告し、公表済みである。

#### 第2 監査の概要

##### 1 監査の対象

平成29年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理とした。

ただし、平成30年8月20日以降に監査を実施した対象機関（中津児童相談所を除く。）については、前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月末までの期間における財務に関する事務の執行とした。

##### 2 監査の実施

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、企業局、病院局、教育庁（教育機関も含む。）及び警察本部の全266監査対象機関について、平成30年4月12日から平成31年1月30日までの期間において実施した。

部局ごとの監査対象機関数は次表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	138
議会事務局	1
人事委員会事務局	1
労働委員会事務局	1
監査事務局	1
企業局	1
病院局	1
教育庁及び教育機関	78
警察本部	44
合計	266

##### 3 監査の実施方法

監査対象機関に対し、実地監査227機関、書面監査39機関を次の方法により実施した。

- (1) 実地監査は、監査事務局職員による現地での職員監査の結果を踏まえ、監査委員が監査対象機関の長から事務事業の執行状況等を聴取するとともに、関係書類等の調査、照合及び質疑又は意見交換等の方法により実施した。

また、必要に応じて現地調査等を実施した。

- (2) 書面監査は、監査事務局職員による現地での職員監査の結果を踏まえ、監査委員が監査調書等の監査資料に基づき実施した。

#### 4 監査の方針

##### (1) 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、正確性、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

##### (2) 監査の重点項目

リスクが大きいもの、是正効果の大きいもの、経済性、効率性等の観点から必要なものの中から横断的な検証を要するものについて重点項目を設定し、監査を実施した。

##### ア 収入事務

###### ○使用料及び手数料の収入事務

使用料及び手数料の調定等が適正に行われているかなどの、主に合規性の観点から検証した。

##### イ 財産管理

###### ○情報資産の管理

情報資産の管理が適正に行われているかなどの、主に合規性の観点から検証した。

### 第3 監査の結果

#### 1 年間監査結果の概要

監査を実施した266機関のうち、71機関において、12件の指摘事項及び80件の注意事項があった。

その他の195機関においては、指摘事項及び注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に執行されたものと認められた。

部局ごとの監査対象機関数及び監査結果の一覧は、次表のとおりである。

なお、指摘事項及び注意事項の区分は以下のとおりである。

##### (1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

##### (2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

〈部局ごとの指摘事項及び注意事項の件数（監査結果の処理区分別に表示）〉

---

	総務部	企画振興部	福祉保健部	生活環境部
監査対象機関数	23	10	21	13
指摘事項（小計）	0	1	0	1
予算執行				
収入事務		1		
支出事務				1
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	11	0	7	0
予算執行				
収入事務	2		2	
支出事務	4		1	
契約事務				
工事の執行				
財産管理	4		4	
許認可事務				
事務事業の執行	1			
その他				
合計	11	1	7	1

	商工労働部	農林水産部	土木建築部	国民文化祭・ 障害者芸術文 化祭局
監査対象機関数	13	29	25	2
指摘事項（小計）	1	1	5	0
予算執行				
収入事務	1		4	
支出事務		1		
契約事務				
工事の執行				
財産管理			1	
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	3	11	9	0
予算執行			2	
収入事務	1	5	3	
支出事務	1	3	1	
契約事務	1	1	1	
工事の執行				
財産管理		2		
許認可事務				
事務事業の執行			2	
その他				
合計	4	12	14	0

	会計管理局	議会事務局	人事委員会 事務局	労働委員会 事務局
予算執行				
収入事務				
支出事務				
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				

監査対象機関数	2	1	1	1
指摘事項（小計）	1	0	0	0
予算執行				
収入事務				
支出事務				
契約事務	1			
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	1	0	0	0
予算執行				
収入事務	1			
支出事務				
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
合計	2	0	0	0

	監査事務局	企業局	病院局	教育庁及び 教育機関
監査対象機関数	1	1	1	78
指摘事項（小計）	0	0	0	2
予算執行				
収入事務				1
支出事務				1
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	0	2	0	31
予算執行				1
収入事務				5
支出事務				17
契約事務				3
工事の執行				
財産管理		1		5
許認可事務				
事務事業の執行		1		
その他				
合計	0	2	0	33

	警察本部	総計
監査対象機関数	44	266
指摘事項（小計）	0	12
予算執行		

収入事務		7
支出事務		3
契約事務		1
工事の執行		
財産管理		1
許認可事務		
事務事業の執行		
その他		
注意事項（小計）	5	80
予算執行		3
収入事務		19
支出事務	3	30
契約事務		6
工事の執行		
財産管理	2	18
許認可事務		
事務事業の執行		4
その他		
合計	5	92

## 2 指摘事項

7 部局において12件の指摘事項があった。

監査対象機関	監 査 結 果
(企画振興部)	
芸術文化スポーツ振興課	行政財産の目的外使用料について、改定前の台帳価格により算定を行ったことから、過大に徴収している事例が認められた。
(生活環境部)	
生活環境企画課	平成28年度大分県交通安全推進協議会補助金について、額の確定事務の遅延を昨年度の監査で指導されていたにもかかわらず、監査日現在においていまだ行われていなかった事例が認められた。
(商工労働部)	
経営創造・金融課	大分県中小企業高度化資金貸付金について、違約金に係る調定が年度を超えて遅延している事例が認められた。
(農林水産部)	
農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ	備品の購入について、見積合わせ等で納入業者を決定し、備品が納入され、備品取得登録も終了しているにもかかわらず、支出負担行為を行っていない事例が認められた。
(土木建築部)	
豊後高田土木事務所	市町村負担金について、土木事業に係る市町村負担金徴収事務取扱要領で定める各期日ごとに徴収せずに、全額を第3期分として一括して徴収している事例が認められた。
別府土木事務所	国から譲与を受けた廃川敷地について、長年にわたり河川法上の許可を得ないで占用している占有者に対して払下げ等の協議を十分に行っていないなど、廃川敷地の管理が不適正な事例が認められた。
佐伯土木事務所	港湾施設の使用料について、使用する全期間に応じた単価を適用すべきところ、その算定を誤ったことから、過小に徴収している事例が認められた。
中津土木事務所	① 港湾施設の使用料について、使用する全期間に応じた単価を適用す

	べきところ、許可した期間ごとに単価を適用したことから、過小に徴収している事例が認められた。 ② 港湾施設の使用料について、債権管理簿を作成しておらず、督促状を一部発行していなかったほか、完納後に金額が確定した延滞金を調定徴収していないなどの事例が認められた。
(会計管理局)	
用度管財課	庁舎清掃業務委託契約と庁舎機械警備業務委託契約について、検査調書の作成に代わるものである受託者からの業務実施結果報告書の回覧決裁が行われておらず、また、報告書に報告されていない項目があるにもかかわらず、実施の確認を行わないまま支払手続を行うなど、履行確認が不十分な事例が多数認められた。
(教育庁及び教育機関)	
佐伯鶴城高等学校	現金出納事務について、県立学校証明料として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が臨時監査において認められ、更に、その後の定期監査においても同様の事例が認められた。
日田高等学校	特殊勤務手当について、対外運動競技等引率指導の業務内容を適切に確認しておらず、手当を誤って支給している事例が前回定期監査に引き続き認められた。

### 3 注意事項

掲載を省略する。(公表済)

### 4 監査の重点項目

監査結果は以下のとおりである。

#### (1) 収入事務

○使用料及び手数料の収入事務

##### ア 指摘事項

- ・行政財産の目的外使用料について、改定前の台帳価格により算定を行ったことから、過大に徴収している事例が認められた。(芸術文化スポーツ振興課)
- ・港湾施設の使用料について、使用する全期間に応じた単価を適用すべきところ、その算定を誤ったことから、過小に徴収している事例が認められた。(佐伯土木事務所)
- ・港湾施設の使用料について、使用する全期間に応じた単価を適用すべきところ、許可した期間ごとに単価を適用したことから、過小に徴収している事例が認められた。(中津土木事務所)
- ・港湾施設の使用料について、債権管理簿を作成しておらず、督促状を一部発行していなかったほか、完納後に金額が確定した延滞金を調定徴収していないなどの事例が認められた。(中津土木事務所)

##### イ 注意事項

- ・道路占用料について、算定を誤ったことから、過小または過大に徴収していた事例が認められた。(宇佐土木事務所)
- ・行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、調定が遅延したために条例で定める期日までに徴収していない事例が認められた。(中津土木事務所)
- ・教育財産の目的外使用料について、各年度の開始前に徴収するとされているに

もかわらず、徴収していない事例が認められた。（大分豊府高等学校）

## (2) 財産管理

### ○情報資産の管理

特に指摘する事項は認められなかった。

## 第4 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、平成30年度に実施した定期監査結果の報告に添えて意見を提出する。

### 1 財務に関する事務の執行

#### (1) 現金出納事務

現金出納事務について、これまでも監査意見として取り上げてきたところであるが、本年度も領収した現金を大分県会計規則が定める期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が散見された。

主な原因としては、大分県会計規則（昭和49年大分県規則第10号）を誤って解釈していたことや、払込みを失念していたこと及び担当職員が休暇等で不在時に引継ぎができていなかったことなどが挙げられる。

中でも、大分県会計規則を誤って解釈していたことについては、平成29年度に大分県会計規則が一部改正され、保管できる期間が「5日以内で、領収金額が3万円に達するまでの間」から「領収金額が3万円に達するまでは、領収した日の属する月の月末まで」（月末で指定金融機関等の営業時間内に払込みできなかった領収した現金の取扱いは、翌月の翌営業日に指定金融機関等に払込みをすること）とされている。

しかし、担当職員等が領収金額が3万円に達しなかった場合は、本来なら原則として月の末日に指定金融機関等に払い込むべきところを、全て翌月の翌営業日に払込みをすればよいと誤って解釈していた事例や、改正された内容を知らず、改正前の取扱いで事務処理を行っていた事例があった。このような事例の発生を防ぐためには、担当職員等が改正の内容を十分に理解することが重要であるため、研修等で重ねて周知するなどにより、再発防止を図るよう努められたい。

また、担当職員の失念や不在を原因とするものについては、出納員を中心とした組織的な対応が十分に機能していない結果と考えられる。現金の取扱いは、その性質上慎重を要することから、出納員及び担当職員は、公金を取り扱っていることの責務と重要性を認識し、大分県会計規則等に基づき、慎重かつ確実に事務処理を行うよう努められたい。

#### (2) 時間外勤務手当の支給事務

時間外勤務手当の支給について、週休日の振替指定日に勤務を命じているにもかかわらず、当該手当を支給していなかった事例や、週休日に勤務を命じているにもかかわらず、当該手当の支給手続を執っていなかった事例などが見受けられた。

週休日に時間外勤務等を命令する場合は、班総括等が職員からの申請に基づき、時間外勤務の時間数や振替指定日をシステムに入力し、所属長の決裁を受けるが、班総括等が職員からの振替指定日の申請を十分に確認・認識していなかったことや、職員が振替指定日の申請や取得を失念していたことなど、班総括等の振替指定日の管理が不十分であったこと、班内の連携が不足し、情報共有が十分にできていなかったことが主な原因として挙げられる。

大分県では、「働き方改革」で長時間労働の是正などの取組を進めているが、その

実現のためには、勤務時間の適正な管理に取り組むことが重要である。

班総括等が週休日の振替指定日の指定や管理を徹底する一方で、職員が振替指定日の申請や取得を失念することがないように班内の情報共有を十分に行い、また、振替指定日を取得できない場合は、遅滞なく時間外勤務手当を支給するなど、適切な事務処理に努められたい。

### (3) 通勤手当の高速道路等を利用する場合の確認事務

通勤手当に係る特別料金等加算について、高速道路利用回数が利用要件に達しなかったにもかかわらず、翌月の通勤手当額を減額調整していなかった事例、通勤手当額を調整する必要がないにもかかわらず、高速道路の利用要件の解釈を誤ったため減額していた事例などが見受けられた。

主な原因としては、担当職員の制度についての理解が十分ではなかったために確認がしっかりと行われていなかったことが挙げられる。

確認の事務処理を誤ると、高速道路を利用している職員に手当の過小支給を行ったり、過大支給の場合は改めて返納等の処理を行うなど、無用な経済的な負担を一時的に強いることになる。

こうした誤りを防ぐには担当職員の制度についての理解の向上が必要となる。制度については、「諸手当認定マニュアル」等に記載されており、知事部局等では、制度の説明会を毎年開催しているが、更に、確認方法の項目を充実させるなど、一層の制度の周知を図られるよう努められたい。

また、利用確認に当たっては、高速道路の利用証明書や出勤簿、旅行命令簿等の情報を突合することで確認していくが、現在のシステムでは突合の事務処理が煩雑であり、そのために確認が不十分となる場合があるので、確認が容易となるようなシステムの工夫に努められたい。

## 2 監査の重点項目

### (1) 使用料及び手数料の収入事務

土木事務所が徴収している港湾施設の使用料について、使用する全期間に応じた単価を適用すべきところ、その算定を誤ったことから過小に徴収していた事例や、滞納事案の発生時に作成しなければならない債権管理簿が未作成であったり、滞納者に対して督促状を発行せずに延滞金も徴収していない事例が認められた。

港湾施設の使用料を過小に徴収していた事例については、大分県港湾施設管理条例で定める関係規定の趣旨を十分に理解しておらず、適用する単価を誤った初歩的なミスに起因するものであるが、使用者から追加徴収する使用料は多額なものとなっている。

また、港湾施設の使用料に係る債権管理の不適正事例については、債権管理簿の不備で効率的な滞納整理ができないおそれがある上に、督促状を発行していないため滞納処分が行うことができない状況にあり、延滞金に係る債権も時効により消滅する可能性があった。この事例が確認された土木事務所では、平成28年度定期監査においても、使用料に係る時効中断の措置が効果的に講じられていない事例が認められており、指摘事項として是正改善を求めていたが、債権管理において引き続き不適正な事務処理が行われていた。

更に、行政財産の目的外使用料を改定前の台帳価格により算定を行ったことから、過大に徴収していた事例も認められた。これは複数年の使用許可期間中に台帳価格が



改定された場合には、使用料の再算定を行う必要があるが、十分な事務引継を行って  
いなかったため、後任者が了知していなかったことが原因となっている。

使用料を過小に徴収していたことや、滞納者に対して督促状を発行せずに延滞金も  
徴収していなかったことは、使用料を適切に納付している使用者にとって、著しい不  
公平感を生じさせるおそれがある。

また、使用料を過大に徴収していたことも、過払いとなった使用料を使用者に返還  
してはいるものの、使用者に無用な経済的な負担を一時的に強いることとなっている。

このような使用料算定の誤りや不適正な債権管理は、県民の信頼を損なうものであ  
ることを常に認識し、使用料及び手数料の収入事務が不公正・不公平な事務処理とな  
らないよう、関係部局において、組織的なチェック体制の強化を図るほか、再発防止  
策を講じるよう努められたい。

## (2) 情報資産の管理

情報資産の管理については、指摘事項及び注意事項に該当するものはなく、おおむ  
ね適正に事務処理がされたものと認められた。

しかしながら、一部の監査対象機関で、「情報資産管理台帳」に情報資産の記載が  
漏れていたり、外部電磁的記録媒体に所属名等の表示をしていないなど、軽微な事項  
について不適正な事例が見受けられたので、適正に処理をするとともに、今後とも情  
報資産管理に関する諸規程を遵守し、情報資産をより適切に管理されるよう努められ  
たい。